

公的年金額の引下げ反対に関する意見書（案）

政府は、社会保障・税一体改革大綱において、物価スライド特例分の解消として、公的年金額を2.5%引き下げようとしている。

そもそも年金の物価スライド特例措置は、平成12年度から平成14年度までの間、消費者物価が下落しても、生活実態や景気への悪影響に配慮して物価スライドを適用せず、年金額を据え置いてきたものである。

しかし、現在も年金受給者の生活実態は改善しておらず、年金額の引下げを行えば、更に生活を悪化させ、低迷している消費を一層冷え込ませるとともに、地域経済を縮小させ、全国的なデフレ脱却を困難にさせるおそれがある。

また、特例措置分は、平成16年の国民年金法改正において、物価が上昇する状況の中で解消することとしており、今回の年金額の引下げは、この趣旨にも反するものである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、物価スライド特例分の解消を名目とした公的年金額の2.5%引下げを行わないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月 日

東京都議会議長 中 村 明 彦

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		